

明石市法令遵守の推進等に関する条例の改正について
～ コンプライアンス向上を目指して ～

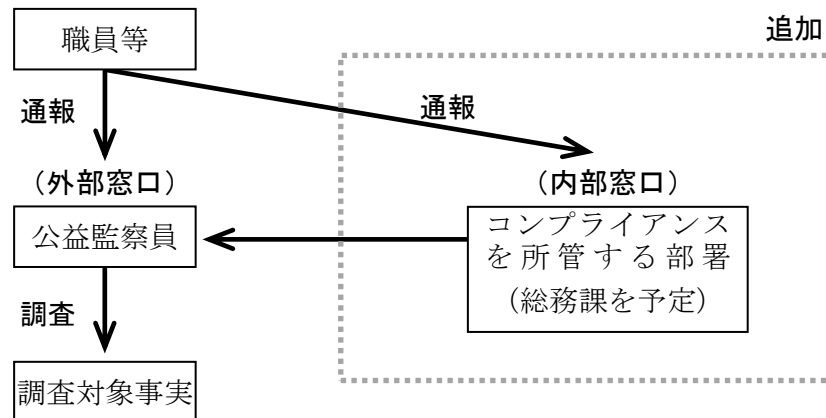
1 法令遵守の推進等に関する条例改正の内容について

不祥事の防止や早期解決を図るためには、適切な調査の実施や、早い段階での所属職員からの情報提供が有効であるため、明石市法令遵守の推進等に関する条例を改正し、制度の見直しを図ります。(12月議会提案、平成30年1月1日施行予定)

(1) 内部公益通報の利便性向上

① 内部公益通報の窓口の拡充

公益通報制度が利用しやすくなるよう、通報や相談の窓口について、公益監察員(外部の弁護士)だけでなく、庁内のコンプライアンスを所管する部署(総務局総務管理室総務課)にも窓口を設けます。



② 通報の要件を緩和

実名により通報をすると、不利益な取扱いを受けるおそれがあるなど、職員等が匿名の必要があると判断した場合に、その理由を付して匿名により行えるよう要件を緩和します。

また、口頭による通報についても、面談を経たうえで受け付けるものとします。

(2) 市の調査に対する職員の協力義務を条例に明記

職員の非違行為が疑われる場合等に市が行う調査に対し、職員は、事情聴取や文書の提出などの調査に協力をしなければならない旨、条例に明記します。

2 コンプライアンス研修の実施(今年度の研修予定)

時期	対象	概要
H29年12月	課長・室長級の全職員	具体的な不祥事の事例を基に、管理職としてのコンプライアンス意識を確認し、職場に周知、浸透させるための役割を認識する。
H30年2月	採用2年目の全職員	業務に一定の習熟をし、仕事の慣れも出てきた年次の職員を対象として、公務員倫理を再確認するとともに、問題の未然防止策をグループディスカッション形式で検討する。